

豊明市地域公共交通活性化協議会財務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊明市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成28年4月1日決裁。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、豊明市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに豊明市長へ送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会へ諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 会長は、当該年度において臨時、かつ、特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(歳出予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、豊明市予算決算会計規則（昭和55年豊明市規則第1号）の例によるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、

直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会の保有する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、協議会の出納その他の会計事務を行うものとする。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、豊明市予算決算会計規則の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 出納整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得る場合は、要綱第12条に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添付しなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに豊明市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

豊明市地域公共交通活性化協議会財務要領新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この要領は、豊明市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (平成28年4月1日決裁。以下「要綱」という。) <u>第16条</u> の規定に基づき、豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この要領は、豊明市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (平成28年4月1日決裁。以下「要綱」という。) <u>第17条</u> の規定に基づき、豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。